



県章

山形県公報

平成29年11月17日（金）
第2895号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1139
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…1140
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課）…1141
- 地域森林計画の案の縦覧……………（林業振興課）…同
- 地域森林計画の変更の案の縦覧……………（同）…同
- 民有保安林指定の解除の予定……………（同）…1142
- 基本測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（同）…同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…1143

正 誤

告 示

山形県告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社D e e p B l u e	フレンド薬局東根中央店 東根市中央三丁目2番14号	居宅療養管理指導	平成29.10.30

山形県告示第775号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社あすなる	あすなるケアプランセンター 山形市泉町17番30号	居宅介護支援	平成29. 10. 23

山形県告示第776号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社D e e p B l u e	フレンド薬局東根中央店 東根市中央三丁目2番14号	介護予防居宅療養 管理指導	平成29. 10. 30

山形県告示第777号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社チャレンジドジャパン 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 3番10号 仙台北町ビル2階	就労支援センター ひゅーまにあ山形 山形市香澄町一丁目3番15号 山形 むらきさわビル6階	就労移行支援	平成29. 10. 30

山形県告示第778号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人一幸会	池幸園ショートステイみはら（空床型） 鶴岡市美原町4番40号	短期入所生活介護	平成29. 10. 31

山形県告示第779号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人一幸会	池幸園ショートステイみはら（空床型） 鶴岡市美原町4番40号	介護予防短期入所 生活介護	平成29. 10. 31

山形県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条（第87条の2、第87条の3）第1項の規定により定めた県営赤松地区土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営赤松地区土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間
平成29年11月22日から同年12月21日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第781号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 農林水産部林業振興課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課
 - (2) 期間 平成29年11月17日から同年12月11日まで
- 3 その他
 - 1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 森林計画区の名称
 - (1) 最上村山森林計画区

(2) 置賜森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 農林水産部林業振興課及び1の森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課

(2) 期間 平成29年11月17日から同年12月11日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

最上郡戸沢村大字古口字板敷3764（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 保安林解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山形県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

酒田市及び飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施する期間

平成29年11月13日から平成30年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（火山基本図「鳥海山」作成）

山形県告示第785号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

米沢市

2 基本測量を実施する期間

平成29年11月13日から平成30年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（火山基本図「吾妻山」作成）

山形県告示第786号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市内（相生町、駅前二丁目、大町一丁目、大町二丁目、鍛冶町、春日一丁目、春日三丁目、春日四丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、金池六丁目、金池七丁目、金池八丁目、桜木町、下花沢二丁目、城南四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央五丁目、中央七丁目、直江町、花沢町、花沢町一丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目、福田町一丁目、福田町二丁目、本町一丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、門東町一丁目及び門東町二丁目地内）
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年11月1日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 2級水準測量

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議案書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年11月17日

山形県村山総合支庁長 駒 林 雅 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,563,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号
電話番号023(621)8185
- 3 落札者を決定した日 平成29年10月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
山形ソルト商事株式会社営業部 山形市流通センター一丁目10番地1
- 5 落札金額 1キログラム当たり11,448円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成29年9月15日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成29.10.13	第2886号	1052	18	山形西支店	山形西支店
同 10.24	第2889号	1065	6	建築基準法の規定に基づく中間検査の指定の一部改正	平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定）の一部改正

平成29年11月17日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成29年11月17日発行 発行人 山 形 県